

KPMG Japan e-Tax News

No.184 28 February 2020



税務情報

国税庁 — 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を延長

国税庁は2月27日、「[申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の延長について](#)」(PDE 155.7KB)において、今般の新型コロナウイルス感染症に対する政府の方針を踏まえ、その拡大防止の観点から、申告所得税等の申告期限及び納付期限を以下のとおり、2020年4月16日(木)まで延長することを公表しました。

税目	申告期限・納付期限	延長後の申告期限・納付期限
申告所得税 (及び復興特別所得税)	2020年2月17日(月)～ 2020年3月16日(月)	～2020年4月16日 (木)
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	2020年1月6日(月)～ 2020年3月31日(火)	
贈与税	2020年2月3日(月)～ 2020年3月16日(月)	

なお、上記の延長に伴い、申告所得税(及び復興特別所得税)及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の振替納税に係る振替日も延長することとされています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.